

令和 6 年度

第3回 定期監査報告書

(監査実施期間：令和6年10月18日～令和6年12月24日)

南相馬市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	2
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

《指摘事項》

なし

《指導事項》

- 1 収入事務 (長寿福祉課)
- 2 契約事務 (生活環境課)

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和6年12月25日

南相馬市監査委員 大谷嘉洋

南相馬市監査委員 細田廣

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	公有財産管理課
市民生活部	生活環境課
健康福祉部	社会福祉課、長寿福祉課、高松ホーム
商工観光部	移住定住課
行政委員会等	会計課
小学校	原町第一小学校、原町第二小学校、原町第三小学校、高平小学校、大甕小学校、太田小学校、石神第一小学校、石神第二小学校

3 監査の範囲

令和6年4月から令和6年9月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
- (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
監査	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手続きは適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 慎意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に収取されているか。 (7) 隨意契約は適切な理由となっているか。
	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているのか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	金出歳外入現歳	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。
	行政監査	(1) 復興総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているのか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性はどうか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	の主要進捗確認事業等	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか。 (4) 決裁処理について誤りがないか。 (5) 事務事業の内容の精査は十分にできているか。
	事務関係	

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和6年10月18日～令和6年12月24日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和6年11月19日(火)	公有財産管理課	監査委員事務局
	社会福祉課	
	会計課	
令和6年11月21日(木)	石神第一小学校	石神第一小学校
	石神第二小学校	石神第二小学校
	太田小学校	太田小学校
	大甕小学校	大甕小学校
	高平小学校	高平小学校
令和6年11月22日(金)	原町第一小学校	原町第一小学校
	原町第二小学校	原町第二小学校
	原町第三小学校	原町第三小学校
	高松ホーム	高松ホーム
令和6年11月26日(火)	長寿福祉課	監査委員事務局
	生活環境課	
	移住定住課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《指摘事項》

なし

《指導事項》

1 収入事務

収入事務において事務手続きが適切でないもの。

(長寿福祉課)

介護保険料については、当初賦課決定及び納入通知書等の送付を行ってから相当期間経過しているにもかかわらず未だに調定処理が行なわれていませんでした。そのため、収入済額が調定額を上回っている状態です。

市財務規則第26条第1項第1号において「納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの」については納期の10日前までに調定しなければならないとしています。今後は、市財務規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努めてください。

2 事務関係

入札が必要な契約内容にもかかわらず、適切な手続きを行っていなかったもの。

(生活環境課)

犬猫等死骸処理業務委託（単価契約）については地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）を理由として随意契約を行っていましたが、取扱業者が2社以上あること、随意契約理由の詳細が不明であること、予定価格総額が財務規則第125条第1項に定める随意契約による場合の予定価格の限度額を超えていることから入札に付すべき契約であると解します。入札に該当すべきか否かは契約単価で判断するものではなく予定総支出額で判断するものです。今後は財務規則に則り適正な運用及び事務処理に努めてください。

《検討事項》

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの